

福島県内の契約農家から原材料を仕入れ、食品製造事業を営む申立会社について、原発事故の影響により契約農家との平成23年度の契約を見合わせざるを得ず、その代償として契約農家に対し支援金を支払ったことが、原発事故との間に相当因果関係が認められる損害であるとして、支払った支援金の8割が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する(以下「本和解」という。)

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 本件申立てにかかる契約農家に対する支援金
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり金1598万8896円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 本件申立てにかかる契約農家に対する支援金
金1552万3200円
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用
金46万5696円
- (3) 上記合計
金1598万8896円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月3日

（仲介委員 土屋信）